

定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本リーダーシップ学会と称する。英文では **Japan Leadership Association** (略称 **JLA**) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 この法人は、理事会の議決により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育機関、産業団体、企業その他関係団体との国際的な連携及び協力等のもとで、リーダーシップに関する調査研究並びにその成果の普及・推進、リーダーシップ教育プログラムの開発・普及事業を行い、我が国におけるリーダーシップ研究及び教育の振興をはかり、産業と社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) リーダーシップ及びその教育に関する学術調査、研究、情報・資料の収集
- (2) リーダーシップ及びその教育に関する学術研究集会の開催
- (3) リーダーシップ及びその教育に関する学術情報のデータ提供及び講習会等による普及
- (4) リーダーシップ及びその教育に関する論文・情報誌及び学術刊行物の発行
- (5) リーダーシップ教育に関するリーダーシップ教育関係団体の支援・助成
- (6) リーダーシップ教育に関する評価・認定事業
- (7) リーダーシップの実践及びその教育に関する功労者の表彰
- (8) リーダーシップ教育の実践および演習
- (9) 第(1)項から第(8)項に関連する国際的な連携協力事業
- (10) 会員に対する連携協力事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、日本全国及び海外において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終了する。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以

下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した学生¹
- (4) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で社員総会において推薦された者

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、社員総会が定める会員規程による入会申込書により、申し込むものとする。

2 入会は、会員規程により、理事会においてその可否を決定し、これを本人に通知するものとする。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、会費規程に基づき入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払わなければならない。

2 賛助会員・学生会員は、会費規程において別に定めるところにより会費等を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき
- (4) 2年以上会費を滞納したとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総正会員の同意があったとき
- (7) 学生会員が学生の身分を失ったとき

(退会)

第10条 正会員及び賛助会員が退会しようとするときは、会員期間中の会費を全納し、会員規程で定める退会届に理由を付して会長宛に提出しなくてはならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款又は規程等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他の正当な事由があるとき

2 前項により除名が議決されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし未履行の義務はこれを免れることができない。

¹ 「学生」とは、学校教育法の高等教育段階（大学（短期大学および大学院を含む）および高等専門学校）の「正規の課程」に在籍している者

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第14条 社員総会は、次の各号に定める事項に限り議決する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 役員報酬等の額の決定又はその規程
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 入会の基準並びに会費及び賛助会費等の金額
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡
- (9) 前各項に定めるもののほか、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款で定める事項

2 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第16条第3項の書面に記載した社員総会の目的である事項以外の事項は、議決することができない。

(種類及び開催)

第15条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の議決がなされたとき
- (2) 議決権の10分の1以上を有する正会員から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が会長にあったとき

4 前項第2号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続きが行われない場合
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会とする招集の通知が発せられない場合

(招集)

第16条 社員総会は、理事会の議決に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集の通知を発しなければならない。

3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、又は電磁的方法により、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない正会員が書面によって、又は電磁的方法により議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第18条 社員総会は、総正会員の過半数の出席をもって成立する。

(議決)

第19条 社員総会の議決は、一般社団法人・財団法人法第49条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面議決等)

第20条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は法人法所定のインターネット等の電子メディアによって表決し、又は議決権の行使を他の正会員に委任することができる。

2 前項の場合における第18条および第19条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

3 理事又は正会員が、社員総会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について、正会員の全員が書面、又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第21条 理事が正会員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会運営規程)

第23条 社員総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、社員総会において定める社員総会運営規程による。

第5章 役員

(種類及び定数)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事3名以上28名以内

(2) 監事1名以上3名以内

2 理事は正会員の中から選任する

3 理事のうち、1名を会長とし、会長以外の理事のうち2名を業務執行理事とする。

4 前項の会長をもって一般社団法人・財団法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の議決によって選任する。

2 会長及び業務執行理事は、理事会において選任する。

3 理事会は、その議決によって、理事の中より、副会長4名以内および常務理事若干名を選任することができる。

4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

7 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特別の関係のある者を含む）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

8 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務・権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、この定款の定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会があらかじめ決定した順序によって、会長の協会内での職務を代行する。

4 会長、副会長、業務執行理事、常務理事の権限は、理事会が別に定める理事職務権限規程による。

5 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第27条 監事は理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(任期)

第28条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、第25条第1項で定めた役員の数に欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

(解任)

第29条 役員は、いつでも社員総会の議決によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

(報酬等)

第30条 役員には、報酬を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決により別に定める役員等の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

第31条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承

認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
 - (3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項の取扱いについては、第42条に定める理事会運営規程によるものとする。

第6章 理事会

(設置)

第32条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
 - (2) 規程類の制定、変更及び廃止
 - (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定。ただし理事会は本項の業務執行の決定の一部及び会員の入会審査に関わる審議を常務理事会に負託することができる。
 - (4) 理事の職務の執行の監督
 - (5) 会長及び業務執行理事の選任及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 重要な使用人の選任及び解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (5) 内部管理体制の整備
- 3 この法人が保有する株式について、その株式に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上の承認を要する。

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって、会長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法令に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき又は監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項

第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号後段による場合は監事が、理事会を招集する。

3 会長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事現在数の過半数以上の出席をもって成立する。(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(電子メディアによる理事会の開催)

第39条 前条の理事会の審議及び出欠は、法人の規定に従いインターネット等の電子メディアによることもできる。

(議決の省略)

第40条 理事が、理事会の議決の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第26条第5項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに記名、押印しなければならない。

(理事会運営規程)

第43条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会運営規程による。

(常務理事会)

第44条 本学会に常務理事会を置くことができる。

2 常務理事会は会長、副会長、業務執行理事、常務理事、事務局長をもって構成する。

3 常務理事会は、理事会から負託された事項を審議する。

4 常務理事会は、常務理事の過半数の出席をもって成立する。

5 常務理事会の決議は、特別な利害を有する常務理事を除く常務理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

6 前項の常務理事会の審議及び出欠は、法人の規定に従いインターネット等の電子メディアによることも

できる。

7 常務理事会の審議結果は理事会に報告することとする。

第7章 財産及び会計

(財産の管理・運用)

第45条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の議決により別に定める財産管理運用規程によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第46条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 事業報告書の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第48条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において、議決に加わることができる理事総数(現在数)の3分の2以上の議決を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ議決を経なければならない。

(会計原則等)

第49条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の議決により別に定める経理規程によるものとする。

3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取り扱いについては、理事会の議決により別に定める。

第8章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第51条 この法人は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の一般社団法人・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることが

できる。

(解散)

第52条 この法人は、一般社団・財団法人法第148条第1号及び第2号並びに第4号から第7号までに規定する事由によるほか、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により解散することができる。

(残余財産の処分)

第53条 この法人が解散等により清算するとき有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与するものとする。

(剰余金の非分配)

第54条 この法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 事務局

(設置等)

第55条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の議決により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第56条 事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、正会員及び債権者の閲覧に供するものとする。

- (1) 定款
- (2) 事業報告
- (3) 事業報告の附属明細書
- (4) 貸借対照表
- (5) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (7) 監査報告
- (8) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項のほか事務所には法令の定めるところにより次の書類を備え置き、それぞれ以下の者の閲覧に供するものとする。

- (1) 議決権の代理行使に係る代理権を証明する書類、議決権行使書面及び電磁的方法による議決権行使に係る記録 正会員
- (2) 社員総会議事録又は社員総会の議決の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 正会員及び債権者
- (3) 理事会の議事録又は理事会の決議の省略に係る同意書若しくは同意の電磁的記録 裁判所の許可を得た正会員及び債権者
- (4) 会計帳簿 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員

第10章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第57条 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第59条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第11章 補則

(委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

第12章 附則

(設立時社員の氏名及び住所)

第61条 当法人の設立時社員（ファウンダー）の氏名及び住所は次のとおりである。

（省略）

(設立時の役員)

第62条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は次のとおりとする。

設立時理事 （省略）

設立時代表理事 （省略）

設立時監事 （省略）

(最初の事業年度)

第63条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年6月30日までとする。

(法令の準拠)

第64条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人日本リーダーシップ学会や設立のため、設立時社員 水野明哲 外6名の定款作成代理人（省略）は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名する。

平成26年8月12日

設立時社員 水野 明哲

（以下省略）

上記設立時社員の定款作成代理人

（省略）